

坂出基署発 0829 第 1 号
令和 4 年 8 月 2 9 日

事 業 者 各 位

坂出労働基準監督署長



新たな化学物質規制の制度説明会の開催について（ご案内）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、労働基準行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、新たな化学物質規制の制度が導入されることに伴い、労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という。）の一部が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から順次施行されます。今回の改正では、リスクアセスメント実施義務の対象となる約 2,900 物質を取り扱う事業者について、新たに設けられた化学物質管理者の選任が義務付けられる等、製造業のみならず、あらゆる業種の事業者に対して、様々な対応が求められております。

このため、当署では事業者の皆様が適切な対応を図ることが出来るよう、下記により標記説明会を開催することといたしました。

つきましては、受講を希望される方は、別添の申込書にご記入の上、令和 4 年 9 月 22 日までに当署までお申込みくださるようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和 4 年 10 月 4 日（火）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
（受付 午後 1 時 30 分開始）
- 2 場 所 四国交通共済会館 大ホール
所在地 香川県坂出市番の州公園 6 番 6 号
- 3 内 容 新たな化学物質規制の仕組みについて
～リスクアセスメント対象物を取扱う事業者が実施すべき事項について～
- 4 定 員 60 名（新型コロナウイルス感染症防止対策のため、いわゆる 3 密対策として定員を削減して実施します）

受付番号

期日 令和4年9月22日

改正特化則（新たな化学物質規制）説明会 申込書

（申込先）

762-0003 坂出市久米町1丁目15-55

坂出労働基準監督署 監督・安衛課（担当 田中、佐々木）

電話番号（0877）46-3196 ファックス番号（0877）44-1355

令和4年10月4日開催の「新たな化学物質規制説明会」には、次の者が参加します。

事業場	郵便番号（ - ）	
	事業場名	
出席者	部署名	
連絡先		
備考	新たな化学物質規制の仕組みの上で質問事項等ございましたらご記入ください。	
監督署からの 質問事項	化学物質のリスクアセスメントを実施していますか？（はい / いいえ） <small>※この結果を労働基準監督署が行う監督指導に用いることはありません。</small>	

【注意事項】 申込みにあたって、以下の事項を必ずご確認ください。

- ① 申込み順に受付し、定員になり次第受付を終了いたします。
- ② 説明会当日は、体温の確認、マスクの着用、アルコール消毒にご協力ください。
- ③ 複数名で申込みすることは可能ですが、申込み状況を勘案し、各社1名での参加をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。
- ④ 定員を超えたために受講をお断りする場合、または新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮して、主催側の判断で説明会を中止することがあります。その場合、記載いただいた連絡先に坂出労働基準監督署から折り返し電話いたします。
- ⑤ 本説明会には、厚生労働省の委託事業を利用し、守秘義務のある外部の専門家による特別講演や質疑を設けることを予定しています。